

福岡県公報

令和 7 年 5 月 23 日
第 597 号

目 次

告 示 (第317号 - 第330号)

○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	3
○公金事務の委託に係る告示	(税 務 課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名 (名称) の 変更	(保護・援護課)	6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○鳥獣捕獲等事業の認定	(経営技術支援課)	7
公 告		
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	11
○土地区画整理組合の設立の認可 (法第14条第1項)	(都市計画課)	11
○競争入札参加者の資格等	(建築都市総務課)	12
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○落札者等の公示	(税 務 課)	13
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	14
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	16
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画	(農山漁村振興課)	17
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(県民情報広報課)	17
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(県民情報広報課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	18
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	18
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	18

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の取消しの報告	(行財政支援課)	18
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定	(行財政支援課)	19
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の取消し	(行財政支援課)	19

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	19
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	21
○福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続	(警察本部情報管理課)	23

告 示

福岡県告示第317号

次に掲げる病院は、令和7年5月31日以後、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

診療所の名称	所 在 地
医療法人しょうわ会正和中央病院	北九州市八幡西区八枝三丁目13番1号

福岡県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
那 珂 県 道	山 口 線	前	前	筑紫野市大字山口793番1先から筑紫野市大字萩原51番3先まで	3.7 ～ 23.0	1475.7	
			前	筑紫野市大字山口855番1先から筑紫野市大字萩原51番3先まで	6.0 ～ 44.3	1926.7	うち基山停車場平等寺筑紫野線重用延長1,040.0メートル

後	筑紫野市大字山口793番1先から筑紫野市大字萩原51番3先まで	3.7 ～ 23.0	1475.7	
	筑紫野市大字山口855番1先から筑紫野市大字萩原51番3先まで	6.0 ～ 28.4	1926.7	うち基山停車場平等寺筑紫野線重用延長1,040.0メートル

福岡県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年5月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	山 口 線 原 田	筑紫野市大字古賀406番2先から筑紫野市大字萩原623番1先まで

福岡県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
那珂居21	太田外科クリニック	那珂川市片縄東一丁目13-18	R 7 ・ 1 ・ 1	居管・予居管
豊居51	豊前ゆめ歯科	豊前市大字岸井406- 1	R 7 ・ 4 ・ 1	居管・予居管

福岡県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
柳支9	第二敬和苑ケアプランセンター	柳川市大和町塩塚1378	R 7 ・ 5 ・ 1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
宗介27	湊診療所	宗像市神湊937- 1	R 7 ・ 4 ・ 1
宮居27	ヘルパーステーション サンフラワー	宮若市磯光1713-41	R 4 ・ 4 ・ 30
田川居81	訪問介護ムラカミ	田川郡川崎町大字川崎1822- 6	R 7 ・ 3 ・ 31

福岡県告示第322号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 名称

福岡県自動車販売店協会

(2) 住所又は事務所の所在地

福岡市東区千早三丁目9番23号 福岡交通会館内

2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第8号に規定する自動車税及び地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の12第1項の規定により県に納付される軽自動車税の環境性能割

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年3月31日

4 委託をした日

令和7年4月1日

福岡県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生429	はぐむのあかりクリニック新宮	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目10番5号	R 7 ・ 5 ・ 1

粕生428	よこて皮ふ科	糟屋郡志免町南里四丁目11番11号	R7・5・1
粕生427	医療法人 宏洲整形外科医院 篠栗	糟屋郡篠栗町大字津波黒19番1	R7・5・1
粕生430	さくらウエルネスクリニック	糟屋郡新宮町大字原上1574-1	R7・5・1
福津生79	みやはらクリニック	福津市光陽台一丁目1番地の5	R7・4・1
宰生119	このはな眼科	太宰府市高雄一丁目3695-1	R7・5・1
宰生120	たてあきクリニック	太宰府市大佐野六丁目2番2号	R7・4・1
大野生161	つくし訪問クリニック	大野城市山田二丁目13-38 石川ビル2階	R7・4・1
糸島地生136	医療法人香清会 糸島つきの か診療所	糸島市志摩初41-1	R7・4・1
飯生353	たけたにクリニック	飯塚市粕の森43-1	R7・5・1
嘉麻生36	有松産科婦人科ユースクリニ ック	嘉麻市鴨生824	R7・4・1
行生153	かたおかクリニック	行橋市大字今井2284番地1	R7・4・1
粕生歯92	新宮おかべ歯科こども矯正歯 科	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目10-5	R7・2・1
粕生歯91	國廣歯科医院	糟屋郡須恵町大字旅石68-224	R7・4・1
大川生歯45	岡野歯科医院	大川市大字榎津280・281-16	R7・4・1
飯生歯180	たなか歯科・口腔外科クリニ ック	飯塚市弁分137-8	R7・4・1
行生歯100	鶴島歯科医院	行橋市大字今井3410-5	R7・4・1
行生歯101	宮城歯科医院	行橋市西泉一丁目6-5	R7・4・1
行生歯102	森山歯科医院	行橋市大字吉国91-1	R7・5・1
粕生薬207	ウエルシアプラス薬局宇美中 央店	糟屋郡宇美町宇美中央三丁目23番3号	R7・5・1
那珂生薬8	エース薬局	那珂川市道善二丁目59-2	R7・4・1
糸島地生薬85	ライズ薬局志摩店	糸島市志摩初43-24	R7・4・1
春生訪23	マーベラ春日訪問看護ステー ション	春日市千歳町三丁目34 井村ビル301号	R7・4・1

糸島地生訪17	ビーズ訪問看護ステーション 伊都の杜	糸島市伊都の杜三丁目7番28号	R7・3・1
糸島地生訪16	訪問看護ステーションGro wth糸島	糸島市篠原西二丁目16-1 ウイ ンズ前原A棟202	R7・4・1
小生訪11	訪問看護ステーション和	小都市松崎756-3 s k y f i r s t Ⅲ小郡5号室	R7・5・1
北筑後生訪6	訪問看護ステーション笑顔・ ネット	朝倉郡筑前町東小田3450番地	R6・11・1
飯生訪53	訪問看護ステーションNa l u	飯塚市目尾618-1	R7・4・1

福岡県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津生34	松野脳神経クリニック	福津市光陽台一丁目1-5	R7・3・31
像生145	やすだ内科クリニック	宗像市池田3116-6	R7・3・28
古生21	ちどり医院	古賀市花見東六丁目9-6	R7・2・28
古生20	武市クリニック	古賀市舞の里三丁目8-14	R7・3・31
宰生114	たてあきクリニック	太宰府市大佐野六丁目2-2	R7・3・31
大野生152	つくし訪問クリニック	大野城市山田二丁目13-38 石川ビル2F	R7・3・31
糸島地生100	おくホームクリニック	糸島市志摩稲留5	R7・3・31

糸島地生 126	奥医院	糸島市志摩初41－1	R7・3・31
大川生65	倉富クリニック	大川市大字酒見507－5	R7・3・18
小生87	高橋クリニック	小郡市美鈴が丘五丁目12－6	R7・3・31
大生443	医療法人 東翔会 ひがしは ら医院	大牟田市大字田隈830番地の1	R7・4・1
嘉麻生9	有松病院	嘉麻市鴨生824	R7・3・31
行生140	かたおかクリニック	行橋市大字今井2284－1	R7・3・31
北生歯 163	國廣歯科医院	糟屋郡須恵町大字旅石68－224	R7・3・31
古生歯19	津田歯科医院	古賀市天神一丁目9－15	R7・3・31
宰生歯31	さいとう歯科	太宰府市吉松三丁目14－15	R7・3・31
春生歯62	サルーテ歯科医院	春日市須玖北七丁目115	R7・3・31
八女生歯 28	高橋歯科医院	八女市本町92	R7・4・7
大川生歯 14	岡野歯科医院	大川市大字榎津東町280－16	R7・3・31
小生歯68	ナゴミデンタル	小郡市三沢3901－7	R7・3・31
飯生歯 130	田中陽一歯科医院	飯塚市弁分137－8	R7・3・31
京生歯 105	森山歯科医院	築上郡築上町大字西八田2451番地 4	R7・4・13
行生歯23	宮城歯科医院	行橋市西泉一丁目6－5	R7・3・31
行生歯54	鶴島歯科医院	行橋市大字今井字文久3410－5	R7・3・31
筑紫地生 薬31	有限会社さめしま薬局・本店	那珂川市大字山田1152－1	R7・3・31
那珂生薬 6	エース薬局	那珂川市道善二丁目60－2	R7・3・31
糸島地生 薬47	ふれんど薬局	糸島市志摩初43－24	R7・3・31
う生薬16	そうごう薬局 吉井西店	うきは市吉井町612－7	R7・3・31
大生薬 138	有限会社たけのこ薬局	大牟田市大字久福木163－6	R7・4・1
筑紫生訪 6	訪問看護ステーション 笑顔 ・ネット	筑紫野市大字吉木1492－131	R6・11・1

福岡県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生399	須恵たかさき脳神経 外科クリニック	たかさき脳神経外科ク リニック	糟屋郡須恵町大字 須恵508－1	R7・4・1
直生100	医療法人香月内科医 院	医療法人 香清会 香 月内科医院	直方市大字下境 1147－2	R7・4・1
像生歯42	医療法人きしほ心和 会大林歯科小児歯科 医院	アンファスデンタルク リニック	宗像市日の里六丁 目4－5	R7・3・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉生薬 62	エンジェル薬局	朝倉市三奈木3111－3	朝倉市牛鶴99－1	R7・3・31
行生訪20	訪問看護ステーショ ン 心の駅	行橋市大字流末1277番 地3	行橋市大字流末 1277番地5	R7・3・1

福岡県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3

（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
宰生柔64	江浦 貴也（あすなろ整骨院）	太宰府市大佐野四丁目20－8 ホープ花屋敷	R7・4・11
大生はき24	上坂 健（オレンジ鍼灸院）	大牟田市宮原町一丁目120－1 サンヴィレッジはやめA	R7・4・1
小生はき20	森田 麻衣子（オーロラ治療院 久留米店）	小郡市小郡2132－11－A202	R7・5・1
小生はき21	川上 五月（ぶらす鍼灸治療院 小郡店）	小郡市井上1027番地5	R7・4・1
春生はき22	堀川 海音（SMILE CARE鍼灸院）	春日市上白水八丁目2－303号	R7・4・10

福岡県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
飯生柔69	小野 貴史（しんあい整骨院）	飯塚市中428－4	R7・4・15
大川生柔8	堤整骨院	大川市大字向島2060－1	R7・4・1
小生柔47	秋山 拓也（堺整骨院 小郡院）	小郡市小板井118－1	R7・4・1

像生柔133	松ヶ野 凌平（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13－4	R7・4・1
宰生柔58	中村 浩（あすなろ整骨院）	太宰府市大佐野四丁目20－8 ホープ花屋敷	R7・4・1
糸島地生柔70	中山 彩織（NAOSEL糸島整骨院）	糸島市前原駅南二丁目2－1 JAPORTA2階	R7・3・31
宗遠生柔59	矢野 翔太郎（堺整骨院 水巻院）	遠賀郡水巻町樋口3－7	R7・4・1

福岡県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
大野生はき22	米田 昭仁（訪問マッサージ ハートナー） 大野城市市中三丁目15－12	山口 昭仁（訪問マッサージ ハートナー） 大野城市市中三丁目15－12	R7・4・3

福岡県告示第329号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡篠栗町大字篠栗字二股松2418

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字二股松2418（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第330号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、令和7年4月30日付けで鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住所	代表者の氏名
一般社団法人 福岡有害鳥獣対策猟友会	福岡市博多区冷泉町6番5号 アンピール祇園305号	田端 紀久夫

公 告

公告

大善寺南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭

和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
柿本 正信	久留米市大善寺町藤吉708番地
諸藤 澄夫	久留米市大善寺町夜明1229番地 1
田中 泰彦	久留米市三潆町高三潆21番地 1
高木 正典	久留米市大善寺町夜明747番地 2
富松 敏雄	久留米市大善寺町藤吉707番地 1
築島 一典	久留米市大善寺町黒田447番地 2
古賀 英一	久留米市大善寺町黒田439番地 1
八山 保則	久留米市三潆町高三潆334番地
緒方 昭明	久留米市三潆町高三潆453番地 3

2 退任監事

氏 名	住 所
津留崎 義信	久留米市大善寺町藤吉761番地 1
富安 幹洋	久留米市大善寺町夜明446番地 5
山本 芳幸	久留米市大善寺町夜明80番地

3 就任理事

氏 名	住 所
柿本 正信	久留米市大善寺町藤吉708番地
山本 芳幸	久留米市大善寺町夜明80番地
諸藤 澄夫	久留米市大善寺町夜明1229番地 1

高木 正典	久留米市大善寺町夜明747番地 2
津留崎 潮満	久留米市大善寺町藤吉706番地 1
古賀 安彦	久留米市大善寺町黒田257番地
梅野 聡	久留米市西町1049番地 6
富松 雅剛	久留米市三潆町高三潆563番地 4
富松 哲次	久留米市三潆町高三潆125番地

4 就任監事

氏 名	住 所
富松 敏雄	久留米市大善寺町藤吉707番地 1
富安 幹洋	久留米市大善寺町夜明446番地 5
田中 泰彦	久留米市三潆町高三潆21番地 1

公告

竹野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
古賀 利勝	久留米市田主丸町竹野339番地

2 就任理事

氏 名	住 所
塚本 光義	久留米市田主丸町竹野81番地

公告

城島町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
徳永 敏之	久留米市城島町下青木1085番地
永尾 達生	大川市大字下青木374番地 1
山崎 和則	佐賀県三養基郡みやき町大字東津989番地 2
坂井 千幹	久留米市城島町大依218番地 3
中園 直	久留米市城島町浜202番号 1
江頭 益憲	久留米市城島町芦塚672番地 2
榎本 満久	久留米市城島町芦塚554番地 2
江島 和彦	久留米市城島町浮島430番地 2
渋谷 隆俊	久留米市城島町原中牟田381番地
今村 利博	久留米市城島町檜津568番地
後藤 敬介	久留米市城島町江上上324番地
富田 徹	久留米市城島町上青木935番地 4
過能 正弘	久留米市城島町江上本1673番地 3
池松 和彦	久留米市城島町江上本509番地
後藤 勝吉	大川市大字下林597番地
末次 龍夫	久留米市城島町青木島292番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
森崎 一男	久留米市城島町浮島1132番地 1

池松 勲	久留米市城島町江上本339番地
坂井 秀彰	久留米市城島町城島682番地

3 就任理事

氏 名	住 所
坂井 千幹	久留米市城島町大依218番地 3
末次 龍夫	久留米市城島町青木島292番地 1
森崎 一男	久留米市城島町浮島1132番地 1
江頭 益憲	久留米市城島町芦塚672番地 2
中園 直	久留米市城島町浜202番地 1
野口 義夫	久留米市城島町下田204番地
島 健一	佐賀県神埼市千代田町迎島54番地 3
後藤 敬介	久留米市城島町江上上324番地
今村 浩市	久留米市城島町栖津415番地 1
下坂 章次	久留米市城島町六町原510番地
過能 正弘	久留米市城島町江上本1673番地 3
中村 哲郎	久留米市城島町江島 1 番地11
吉武 弘達	久留米市城島町下青木1067番地 1
池松 久光	久留米市城島町江上本570番地
中村 治彦	大川市大字中古賀921番地 1
倉重 文弘	久留米市城島町下青木534番地

4 就任監事

氏 名	住 所
江口 好幸	久留米市城島町上青木357番地 3
松延 安幸	久留米市城島町芦塚990番地 1 の 1

坂井 利隆	久留米市三瀧町高三瀧1329番地27
-------	--------------------

公告

安武土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
森 宗男	久留米市安武町安武本2361番地 3
水落 昇	久留米市津福本町1711番地
中園 佑治	久留米市安武町安武本3128番地
野口 浩延	久留米市安武町安武本1530番地
末安 理広	久留米市安武町安武本2470番地 1
末安 朗	久留米市安武町安武本473番地
隈 敏一	久留米市安武町安武本681番地
平島 廣治	久留米市安武町武島1733番地 1
末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
古賀 久夫	久留米市安武町武島320番地 1
古賀 廣幸	久留米市安武町武島65番地 3
緒方 義範	久留米市安武町武島768番地 1
岡山 隆幸	久留米市安武町住吉1103番地 5
船津 常夫	久留米市安武町住吉1632番地

2 退任監事

氏名	住所
森 一夫	久留米市安武町安武本2695番地 1
深川 勝利	久留米市安武町住吉351番地
末安 良一	久留米市安武町安武本464番地

3 就任理事

氏名	住所
高橋 直治	久留米市安武町安武本2338番地 6
塚本 育義	久留米市花畑三丁目 1 番地 3 ウィーヴ花畑・マークタワー702号
野口 隆幸	久留米市安武町安武本3095番地 5
末安 理広	久留米市安武町安武本2470番地 1
末安 浩士	久留米市安武町安武本481番地 2
隈 敏一	久留米市安武町安武本681番地
野口 浩延	久留米市安武町安武本1530番地
平島 廣治	久留米市安武町武島1733番地 1
末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
古賀 文二	久留米市安武町武島308番地
古賀 久夫	久留米市安武町武島320番地 1
緒方 義範	久留米市安武町武島768番地 1
岡山 隆幸	久留米市安武町住吉1103番地 5
船津 常夫	久留米市安武町住吉1632番地

4 就任監事

氏名	住所
森 一夫	久留米市安武町安武本2695番地 1
深川 勝利	久留米市安武町住吉351番地

緒方 恭子	筑後市大字長浜2355番地 2
-------	-----------------

公告

筑後川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
大津 國雄	久留米市三潞町玉満1901番地
大坪 久馬	大川市大字鐘ヶ江448番地
緒方 岩美	久留米市荒木町荒木367番地 1
緒方 博文	久留米市安武町安武本669番地
尾形 文清	久留米市安武町武島3139番地
黒田 幸夫	久留米市荒木町白口1775番地 6
佐藤 信夫	久留米市荒木町今126番地 6
下坂 利通	久留米市城島町六町原341番地 2
立石 秀樹	八女市豊福534番地 1
津留崎 良一	久留米市大善寺町藤吉825番地
富田 享博	久留米市城島町上青木811番地 1
永尾 一幸	久留米市城島町下青木370番地 2
永松 司	久留米市城島町江上本599番地
中村 修一	久留米市大善寺町宮本1472番地
堀田 勝義	三潞郡大木町大字横溝2115番地
室岡 豊	久留米市三潞町田川2067番地 3

横山 逸朗	久留米市三潅町原田76番地
-------	---------------

2 退任監事

氏 名	住 所
池松 和夫	久留米市城島町江上本1841番地
城島 義博	久留米市津福本町1816番地 7
吉富 榮彦	久留米市三潅町生岩1230番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
池田 好隆	久留米市三潅町田川325番地 1
緒方 岩美	久留米市荒木町荒木367番地 1
尾形 文清	久留米市安武町武島3139番地
黒田 幸夫	久留米市荒木町白口1775番地 6
後藤 靖子	久留米市城島町江上上324番地
佐藤 利幸	久留米市城島町城島543番地 3
佐藤 信夫	久留米市荒木町今126番地 6
立石 秀樹	八女市豊福534番地 1
富松 隆晴	久留米市三潅町高三潅533番地
永田 勉	久留米市大善寺町宮本368番地 2
中村 庄一	大川市大字鐘ヶ江192番地 1
中村 文一	久留米市城島町江島433番地
西田 演章	久留米市三潅町玉満754番地
馬場 秀昭	大川市大字下林559番地 1
原口 勝良	久留米市大善寺町中津262番地 2
堀田 勝義	三潅郡大木町大字横溝2115番地

森 宗男	久留米市安武町安武本2361番地 3
------	--------------------

4 就任監事

氏 名	住 所
内田 安彦	久留米市三潅町福光193番地
江上 哲夫	久留米市城島町江上本1102番地
城島 義博	久留米市津福本町1816番地 7

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
安武土地改良区	令和7年5月9日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同条第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

糸島市池田東土地区画整理組合

2 事業施行期間

この公告の日から令和16年3月31日まで

3 施行地区

糸島市池田、高田、高田一丁目及び高田五丁目の各一部

- 4 事務所の所在地
糸島市池田440番地
- 5 設立認可の年月日
令和 7 年 5 月 23 日
- 6 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 7 公告の方法
事務所及び糸島市役所の掲示場に掲示する。

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする特定役務の種類
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事のうち、建築一式工事及び管工事
- 2 工事概要等
- (1) 建築一式工事
- ア 工事名
（仮称）福岡県保健環境研究所新築工事
- イ 施工場所
みやま市瀬高町高柳
- ウ 予定工期
令和 7 年度から令和 9 年度まで
- エ 工事概要
主要用途 研究所
階数 地上 6 階建て

構造 鉄筋コンクリート造
延べ面積 11,002.48㎡

- オ 入札を行う時期
令和 7 年度 第 2 ・ 四半期

(2) 管工事

- ア 工事名
（仮称）福岡県保健環境研究所新築機械設備工事

- イ 施工場所
みやま市瀬高町高柳

- ウ 予定工期
令和 7 年度から令和 9 年度まで

- エ 工事概要
主要用途 研究所
階数 地上 6 階建て
構造 鉄筋コンクリート造
延べ面積 11,002.48㎡

- オ 入札を行う時期
令和 7 年度 第 2 ・ 四半期

3 競争入札参加者の資格

次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）

- (4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- (5) 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- (6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）
- (1) 受付の時期
- この公告の日から入札参加申込期限の令和7年6月13日まで随時受け付ける。
- (2) 申請書の提出方法
- ふくおか電子申請サービス（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）により提出するものとする。
- (3) 提出書類の作成に使用する言語等
- 申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 5 問合せ先
- (1) 工事の概要に関する問合せ先
- 福岡県建築都市部建築都市総務課契約室
- 電話 092-643-3707
- (2) 資格審査申請に関する問合せ先
- 福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により川崎町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画道路の変更（令和7年4月25日川崎町告示第16号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により直方市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画道路の変更（令和7年5月1日直方市告示第166号）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
- 税務システム運用管理等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
- 福岡県総務部税務課
- (2) 所在地
- 福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
株式会社ＢＣＣ
- (2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
79,926,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、宗像市須恵土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任した理事

氏 名	住 所
石松 明夫	宗像市須恵二丁目10番10号
石松 俊也	宗像市須恵二丁目10番7号
古野 隆之	宗像市須恵一丁目13番1号
吉田 恵助	宗像市須恵二丁目27番48号
竹村 博文	宗像市須恵一丁目14番1号

公告

上穂波東土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
中野 敏次	飯塚市長尾496番地1
上野 和幸	飯塚市平塚691番地
三好 忠司	飯塚市長尾1055番地2
大屋 知之	飯塚市長尾757番地1
大庭 秀和	飯塚市長尾491番地
大庭 廣策	飯塚市平塚164番地2
上野 信治	飯塚市平塚683番地
大熊 眞	飯塚市阿恵124番地5
藤井 清稔	飯塚市阿恵2209番地
藤井 憲明	飯塚市阿恵151番地

2 退任監事

氏 名	住 所
梶嶋 信之	飯塚市平塚237番地
弓削 義勝	飯塚市阿恵243番地
矢野 克爾	飯塚市阿恵2070番地1

3 就任理事

氏 名	住 所
-----	-----

中野 敏次	飯塚市長尾496番地 1
上野 和幸	飯塚市平塚691番地
三好 忠司	飯塚市長尾1055番地 2
大屋 知之	飯塚市長尾757番地 1
大庭 秀和	飯塚市長尾491番地
中野 良則	飯塚市平塚211番地
上野 信治	飯塚市平塚683番地
大熊 眞	飯塚市阿恵124番地 5
藤井 清稔	飯塚市阿恵2209番地
藤井 憲明	飯塚市阿恵151番地

4 就任監事

氏 名	住 所
梶嶋 信之	飯塚市平塚237番地
弓削 義勝	飯塚市阿恵243番地
矢野 克爾	飯塚市阿恵2070番地 1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
古賀市小野土地改良区	令和 7 年 5 月 13 日

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 1 項第 1 号に掲げる事由により解散したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
畑土地改良区	令和 7 年 5 月 14 日

公告

大内田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加束 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲樹 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地 1
太田 勝征	田川郡赤村大字内田3261番地
川上 武	田川郡赤村大字内田3808番地 2
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地 3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

2 退任監事

氏 名	住 所
太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地

田中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2
------	-----------------

3 就任理事

氏 名	住 所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加未 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲俣 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地 1
中村 宏幸	田川郡赤村大字内田3856番地
川上 哲也	田川郡赤村大字内田3807番地 5
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地 3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

4 就任監事

氏 名	住 所
太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地
田中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2

公告

本河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
俵 秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地

上田 洋	田川郡赤村大字赤3314番地 1
佐々木 光之丞	田川郡赤村大字赤3833番地 1
蓑添 則夫	田川郡赤村大字赤924番地 2
吉竹 忠徳	田川郡赤村大字赤1298番地
田中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2
川上 彰徳	田川郡赤村大字赤407番地
大場 二三一	田川郡赤村大字内田622番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
和田 俊彦	田川郡赤村大字赤4779番地
田中 正幸	田川郡赤村大字内田3518番地

3 就任理事

氏 名	住 所
俵 秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
上田 洋	田川郡赤村大字赤3314番地 1
佐々木 光之丞	田川郡赤村大字赤3833番地 1
蓑添 則夫	田川郡赤村大字赤924番地 2
吉竹 忠徳	田川郡赤村大字赤1298番地
田中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2
川上 彰徳	田川郡赤村大字赤407番地
大場 二三一	田川郡赤村大字内田622番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
-----	-----

和田 俊彦	田川郡赤村大字赤4779番地
田中 正幸	田川郡赤村大字内田3518番地

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか15市町村の令和7年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行う者の 名称	調 査 地 域	調査期間
北 九 州 市	小倉南区 中吉田一丁目・二丁目・三丁目、下吉田三丁目・四丁目、大字吉田、沼南町二丁目、沼本町四丁目の各一部 八幡西区 本城三丁目・四丁目・五丁目、本城東一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、大字本城、力丸町の各一部	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
福 岡 市	西区 姪の浜二丁目の一部	〃
大 牟 田 市	藤田町の一部、船津町	〃
直 方 市	大字下新入、上新入、感田、知古の各一部	〃
田 川 市	大字夏吉の一部	〃
行 橋 市	行事五丁目・六丁目の各一部	〃
小 郡 市	三沢、大保、小郡の各一部	〃
春 日 市	若葉台東、若葉台西の各一部	〃
古 賀 市	小山田、薬王寺の各一部	〃
宮 若 市	山口の一部	〃
糟屋郡新宮町	原上の一部	〃

田川郡香春町	大字中津原の一部	〃
田川郡添田町	大字野田、大字英彦山の各一部	〃
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部	〃
田 川 郡 赤 村	大字赤の一部	〃
田川郡福智町	赤池の一部	〃

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部県民情報広報課に備え置きます。

令和7年5月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準の一部改正日

令和7年4月28日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

）に掲載するほか、福岡県総務部県民情報広報課に備え置きます。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

「刑法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 67 号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準の一部改正日

令和 7 年 4 月 28 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）小郡市松崎字六本松 240 番 2、242 番 4、242 番 7 の一部、242 番 8、243 番 8、243 番 9 及び 243 番 12 から 243 番 15 まで、字栗崎 287 番 6 並びに字野屋敷 291 番 2 の一部、291 番 3 から 291 番 5 まで、292 番 5、292 番 6、293 番 5 の一部及び 293 番 6 の一部並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1 W B G ウエスト 28 F

株式会社トヨタユーゼック

代表取締役 北口 武志

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

小郡開発特定目的会社

取締役 小形 聡

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市納楚字楠町 530 番 1、530 番 3、530 番 4、539 番 3 から 539 番 5 まで、540 番 3 及び 540 番 4、字上前田 564 番、565 番、566 番 1、566 番 2、567 番及び 568 番並びに字前田 569 番 1、569 番 2 及び 570 番 1 並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県倉敷市西中新田 297 番地 1

大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀 昭司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町黒崎開字四番 471 番 2、2424 番 1 の一部及び 2424 番 7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市門司区下二十町 6 番 5 - 404 号

高野 國芳

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第 44 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号に基づく公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次

のとおり報告があったので、同条第 4 項により告示する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

市町村名	施設名	所在地	指定取消年月日
嘉麻市	上山田住民ホール	嘉麻市上山田1515番地	令和 7 年 4 月 1 日

福岡県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を指定した。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

施 設 名	所 在 地	指定年月日
平尾病院	福岡市中央区平尾五丁目22番18号	令和 7 年 5 月 7 日
サンホーム八女	八女市大島400－ 1	令和 7 年 5 月 7 日
サービス付き高齢者向け住宅さわやか立花式番館	福岡市博多区大字立花寺179－64	令和 7 年 5 月 7 日
住宅型有料老人ホームさわやか立花式番館	福岡市博多区大字立花寺179－64	令和 7 年 5 月 7 日

福岡県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる次の施設の指定を取消した。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

施 設 名	所 在 地	取消年月日
-------	-------	-------

黒崎整形外科病院	北九州市八幡西区筒井町 5－29	令和 7 年 5 月 7 日
今野病院	大牟田市末広町 5－ 2	令和 7 年 5 月 7 日
今野病院介護医療院	大牟田市末広町 5－ 2	令和 7 年 5 月 7 日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第153号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第 2 条の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 23 日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第 2 条第 1 項第 1 号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 7 年 7 月 9 日（水） から同年 7 月 17 日（木） までの間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（ 4 日目の講習は午後 3 時 40 分まで、5 日目と 6 日目の講習は午後 4 時 35 分ま で、最終日の講習は午後 0 時 10 分まで とし、その後午後 1 時 00 分から修了考 査を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育セ ンター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）

については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 7 年 7 月 14 日（月） から同年 7 月 17 日（木） までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで（ 初日の講習は午後 3 時 40 分まで、最終 日の講習は午後 0 時 10 分までとし、そ の後午後 1 時 00 分から修了考査を実施 する。）	北九州市門司区小森江三 丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育セ ンター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36 名

(2) 追加取得講習

10 名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）
）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「
検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係る
ものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という
。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る
。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交
付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して
いる者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和
61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に
規定する当該警備業務に係る 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格
した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務の区分に係る 2 級の検定（以
下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後
、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格
者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 7 年 6 月 9 日（月）及び同年 6 月 10 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付す
ること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

(a) 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明
する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。
）

(b) 履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1 級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（２級）の写し及び２級検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第８条の規定により交付された旧１級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第８条の規定により交付された旧２級検定に係る検定合格証の写し及び旧２級検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) ５(３)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(４) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(５) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず５(１)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（０９３（３８１）２６２７）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた２日以内の午前９時００分から午後４時００分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育セン

ターに赴き、受付番号を申告するとともに、５(３)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた２日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

６ 講習修了証明書の交付等

(１) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(２) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（８０パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

７ その他

(１) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(２) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前９時００分から午後５時４５分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話０９２（６４１）４１４１内線３１７３、３１７４）に対して行うこと。

(３) 受講申込書（講習規則別記様式第１号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(４) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

(５) 本講習は、法第２条第１項第４号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第154号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号

。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和7年5月23日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和7年7月9日（水） から同年7月11日（金） 及び同年7月16日（水） 、同年7月17日（木）	午前9時30分から午後5時30分まで（ 7月10日の講習は午後4時35分まで、 最終日の講習は午後0時10分までとし 、その後午後1時00分から修了考査を 実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号 福岡県警察警備員教育セ ンター

(2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和7年7月16日（水） 、同年7月17日（木）	午前9時30分から午後4時35分まで（ 最終日の講習は、午後0時10分までと し、その後午後1時00分から修了考査 を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号 福岡県警察警備員教育セ ンター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

6名

(2) 追加取得講習

15名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該

警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上の者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和7年6月9日（月）及び同年6月10日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日にお

いては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

(5) 本講習は、法第2条第1項第1号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第156号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和7年5月23日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和7年5月12日から同年6月10日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部情報管理課に備え置く。